

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日: 令和3年2月4日

事業所名: 「すくすく教室」

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	十分な広さを確保している。部屋の広さや活動内容に応じて、個別や少人数による支援も行っている。	意見なし	
	2 職員の適切な配置	適切な職員数を配置している。	意見なし	
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	お子さまのニーズに合わせた環境設備をしている。バリアフリーである。	意見なし	
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	保育開始前と終了後の清掃と消毒を実施し、保育中もこまめに消毒を行っている。使ったおもちゃや遊具も消毒し、清潔を保っている。コロナ対策のため、これまで以上に清掃・消毒を徹底し、また、食事や活動の場所を分けるなど、空間を広く確保するように工夫している。	意見なし	コロナ対策を行いながら、今後も清潔で心地よい生活空間の確保に努めていく、
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	目標設定と振り返りのための会議を定期的に行い、職員が積極的に関わるようにしている。		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	市によるモニタリングが年4回実施されている。指摘のあった箇所については、速やかに改善している。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	職員への定期的な研修を行い、資質の向上を図っている。理学療法士・作業療法士による現場における具体的な支援方法についての研修も実施している。		
適切	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	半年ごとに発達検査と発達評価を行い、保護者との個別懇談を通じて、課題を分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	意見なし	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
な支援の提供	2	子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	親子通園により子どもへの療育と保護者への助言指導を小集団および個別で行っている。	
	3	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	発達評価の結果、支援目標、支援方針、保護者の意向、訓練目標、訓練内容、サービス内容を記載している。	意見なし
適切な支援の提供(続き)	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	児童発達支援計画に沿った支援を適切に行っている。	意見なし
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	児童発達支援管理責任者と児童指導員が協議し、療育内容を立案し実践している。	
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	保護者からの相談に応じ、相談支援事業所と連携を取って必要なサービスの利用につないでいく。休日や長期の休暇中でも職員と連絡が取れるよう休日専用の連絡先を保護者に周知している。	
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	季節ごとの行事を積極的に取り入れている。また、音楽療法・臨床美術・体育指導等、子どもの発達に役立つ様々な療育活動を講師の指導のもとに実施している。	意見なし
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	毎朝、支援開始前に職員間でミーティングを行い、確認している。	
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	毎日、支援終了後に、職員間で情報共有をしている。	
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	利用者の様子などを毎日記録し、週1回児童発達管理責任者と支援に関わる職員が集まり、情報の共有と検証により、改善を行っている。	
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	発達検査・発達評価と保護者の個別懇談を定期的実施し、発達支援目標の達成度を評価したうえで個別発達支援計画の見直しを行っている。	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	児童発達支援管理責任者、児童指導員と相談支援専門員が集まり、保護者同席の上で話し合う機会を設けている。	
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	医療的ケアの必要なお子さまや重症心身障害のお子さまへの支援について、様々な関係機関と情報共有し、連携している。	
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	親子通園であるため、保護者から情報収集を行っている。	
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	保護者からの希望により、情報共有を行っている。	
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、		
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	福祉、教育、医療の専門機関と連携し、地域で開催される情報交換会にも参加している。専門機関が行う療育研修会への受講を積極的にすすめている。	
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	今年度は、 <u>コロナ対策のため実施できていない。</u>	そのような機会があったはずだが、参加していないため分からない。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	今年度はコロナ対策のため、地域住民の行事への参加はすすめられなかったが、芝生の育成等に、ボランティアとして参加していただいた。	意見なし

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	発達評価の結果と合わせて、支援の内容を保護者に丁寧に説明している。利用者負担については、入園時に説明をしている。変更などがあれば、その都度、利用者に伝えている。	意見なし	
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	保護者に対し、児童発達支援計画の書面を示しながら、丁寧に説明している。	意見なし	
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	子どもの発達と療育、困った行動への対応の仕方等についての相談に応じたり、父親、母親対象の懇談会を行っている。	意見なし	
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	個別懇談や日々会話をする中で保護者と児童指導員が子どもの発達状況について同じ認識を持ち、共通の支援ができるようにしている。	意見なし	
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	保護者からの相談に対していつでも応じるようにしている。個別面談の際に、保護者の悩みを丁寧に聞き取り、児童発達支援管理責任者や児童指導員から、望ましい対応についての助言を行っている。	意見なし	
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	定期的に保護者懇談会を実施し、保護者の悩みや育児で困っておられること等について話し合っただき、保護者同士の連携をすすめている。	意見なし	
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情受付窓口を設け、苦情解決責任者が対応にあたっている。その際、迅速な対応を心がけ原因の究明と今後の対応について職員間で協議し、保護者への説明を行っている。	特に苦情を出したことはないのですが、わかりません。	
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	視覚支援等により、お子さまが理解できる方法で意志疎通を図っている。親子通園のため保護者とは必要に応じて毎日、情報交換を行っている。	意見なし	
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	園便りを毎月発行し、行事予定や活動内容について保護者に連絡している。また、メールでの連絡体制を整備している。	意見なし	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については取り扱いを厳重にし、正当な理由なく第三者に漏らすことのないよう、必要な措置を講じている。	意見なし	
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	マニュアルを作成し、職員への周知を徹底している。保護者に対しても必要な事項について説明を行っている。	意見なし	
	2 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	月1回、防災避難訓練を行い、年1回、消防署による立会を依頼している。	意見なし	
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	虐待防止委員会を組織し、職員研修を実施している。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	やむをえず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会で検討し、保護者の了解を得た上で決定し、児童発達支援計画に記載している。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	医師の診断書に基づき、食材の除去や代替食の提供など適切な対応をとっている。		
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット事例は毎日記録を行い、指導員間で話をする。毎朝、朝礼において報告。全職員と情報共有している。		